

## 小平市民文化会館飲料水等自動販売機設置事業者募集要領

公益財団法人小平市文化振興財団（以下、「当財団」という。）では、小平市民文化会館（ルネこだいら）に飲料水等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集します。

この募集要領は、設置事業者の選定にあたり必要な事項を定めるものです。

### 1 募集概要

#### (1) 設置する自動販売機の種類

飲料水等自動販売機

#### (2) 設置期間

2025年4月から2026年3月31日までとします。

この期間は自動販売機の設置、撤去に要する期間を含むものとします。具体的な設置日は、事業者選定後、施設の空き状況等を踏まえて当財団と設置事業者が協議のうえ決定するものとし、2025年4月30日までは設置していただくこととします。

また、当財団が設置期間を延長するものと判断した場合は、当財団と設置事業者が協議のうえ、単年度ごとに2029年3月31日まで契約を更新することができるものとします。ただし、契約の更新は、各年度における当財団の予算の成立を前提条件とします。

#### (3) 設置する自動販売機の仕様等

① 省電力や環境に配慮した機種とします。

② 交通系電子マネーを含む電子マネーまたは現金で決済できる機種とします。なお、電子マネー決済が利用できる設定等が自動販売機の設置日に間に合わない場合は、現金決済による自動販売機本体の設置を優先していただき、2025年6月30日までは電子マネー決済を利用できるようにしていただきます。また、交通系電子マネーの仕向け先は西武鉄道株式会社としていただきます。なお、2024年12月現在、自動販売機設置場所のうち、大ホールホワイエ及び地下1階練習室前については、NTTドコモ以外の携帯電話は繋がりませんので、当該場所にNTTドコモ以外の携帯電話を用いた自動販売機の設置提案はできません。

③ 自動販売機1台ごとに使用した電力を計測できる機器を設置していただきます。

④ 使用済み飲料容器を回収するボックスを設置していただきます。

⑤ 自動販売機で販売する品目は、アルコール分を含まない飲料とします。

⑥ 自動販売機で販売する品目の価格は、原則定価（標準小売価格）とします。

#### (4) 設置場所及び設置台数等

物件番号	設置場所	設置台数	販売本数
1	大ホールホワイエ	1台	9,472本
2	大ホールホワイエ	1台	
3	中ホールホワイエ	1台	4,204本
4	地下1階練習室前	1台	6,147本

※ 設置場所はいずれも小平市民文化会館（ルネこだいら）館内（東京都小平市美園町1丁目8番5号）です。

※ 販売本数は2023年12月から2024年11月までの1年間の実績です。

※ 自動販売機の設置面積は、設置場所の条件の範囲内で協議のうえ決定するものとします。

※ 物件番号1と物件番号2の自動販売機は、同一の場所にあります。

※ 同一の事業者が、物件番号1と物件番号2の両方に提案することはできません。

#### (5) 発注者

公益財団法人小平市文化振興財団代表理事

## 2 設置事業者の応募資格

以下の(1)～(6)を満たしていることとします。

- (1) 契約その他の法律行為を行う能力を有する者であること。
- (2) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続の開始がされている、又は手形取引停止処分がなされている状況を言う。）にない者であること。
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号から同条第 5 号に規定する者でないこと。
- (4) 国税（法人税）、都税（法人事業税）、市税（法人市民税）の滞納がないこと。
- (5) 良質な商品及びサービスを安定して提供できる能力と実績を有する者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない者や、社会的信用を損なう行為をしていない者であること。

## 3 費用負担

自動販売機の設置や運営に関する以下の費用を設置事業者負担していただきます。なお、当財団が小平市から行政財産使用の許可を得て自動販売機を設置し、その際の行政財産使用料は掛からない予定です。

- (1) 自動販売機の設置に要するすべての費用（設置費、電源・配線工事費、商品補充にかかる費用、使用済み容器の回収ボックス設置費、使用済み容器の回収費、撤去・移設時の費用、自動販売機の損害・盗難事故その他異常時における処置費等）
- (2) 売上手数料  
各自動販売機の各月ごとの売上合計額に売上手数料率を乗じた額を当財団が指定する口座に振り込むこととします。振り込みに要する費用は、設置事業者が負担してください。また、設置事業者は各月ごとの売上数売上合計額が確認できる売上実績を、当財団が指定する期日までに報告してください。  
売上手数料率は、「7 提出書類」に基づき提案してください。
- (3) 光熱水費  
使用量に基づく実費相当額を負担していただき、売上手数料とともに当財団が指定する口座に振り込むこととします。
- (4) 電子マネー加盟店契約等に基づく電子マネー決済に要する費用

## 4 募集要領の配付

- (1) 配付場所  
ルネこだいらホームページに掲載します。  
<http://www.runekodaira.jp>
- (2) 配付方法  
ルネこだいらホームページからダウンロードしたことにより、配付したものとします。

## 5 参加申込み

本募集に参加を希望する事業者は、別紙「参加申出書」に必要事項を記入し、以下のとおり提出してください。

- (1) 提出期限  
2024 年 12 月 25 日(水) 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出場所  
公益財団法人小平市文化振興財団 事業課管理担当（持参する場合は、小平市民文化会館の休館日を除く午前 9 時から正午まで、または午後 1 時から午後 5 時まで）  
郵便番号 187-0041  
住所 東京都小平市美園町 1 丁目 8 番 5 号 小平市民文化会館  
電話 042-345-5111（代表）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

郵送または宅配便などによる送付（提出期限必着）または持参

6 事業者の選定方法

当財団の要求、目的に対して、最も高い自動販売機の売上手数料率を提案した事業者を最優秀提案事業者として選定します。この場合において、提案された率が同率の場合は、当財団による抽選により選定します。

なお、自動販売機設置のための提案書及びその他の書類において、虚偽の記載が発覚した場合は、評価・審査の対象としません。また、当該事業者が最優秀提案事業者であった場合には、契約対象事業者にはなり得ないものとします。

7 提出書類

(1) 提出書類の内容

① 売上手数料率見積書

② 設置予定自動販売機が掲載されているパンフレット（パンフレットに設置予定自動販売機のデザイン、管理体制、販売品目一覧の記載がない場合は、別途作成のうねパンフレットに添付してください。）

※ 売上手数料率見積書は、提案を希望する物件番号ごとに1枚作成してください。

※ 複数の物件を提案する際は、同一のパンフレットに設置予定自動販売機が掲載されている場合は、1つのパンフレットで兼ねていただいて結構です。また、どの自動販売機を設置予定としているか分かるように付箋などで明示してください。

※ 同一の事業者が、物件番号1と物件番号2の両方に提案することはできません。

(2) 提出期限

2025年1月8日(水) 午後5時（必着）

(3) 提出場所

公益財団法人小平市文化振興財団 事業課管理担当（持参する場合は、小平市民文化会館の休館日を除く午前9時から正午まで、または午後1時から午後5時まで）

郵便番号 187-0041

住所 東京都小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館

電話 042-345-5111（代表）

(4) 提出方法

郵送または宅配便などによる送付または持参

(5) 部数

① 売上手数料率見積書 1部

② 設置予定自動販売機が掲載されているパンフレット 1部

8 質問及び回答

(1) 質問提出期限

2024年12月25日(水) 午後5時（必着）

(2) 質問提出先

公益財団法人小平市文化振興財団 事業課管理担当

郵便番号 187-0041

住所 東京都小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館

電話 042-345-5111（代表）

電子メール rune@kodaira-culture.jp

(3) 提出方法

質問がある場合は、上記の電子メールアドレス宛てに、添付ファイル（マイクロソフト

ワードファイル) で送信してください。

質問メールを受領後に、受付完了メールを返信します。なお、電子メールの件名には、【社名・小平市文化振興財団自動販売機設置・質問】と付してください。

質問の提出にあたっては、事前に参加申出書を提出してください。

(4) 回答期限

2024年12月27日(金)

(5) 回答方法

参加申出書を提出したすべての事業者（参加辞退申出書を提出した事業者を除く）に対して、電子メールで回答します。電子メールの受信を確認した事業者は、(2)の質問提出先に電子メールで連絡してください。なお、質問の回答は、募集要領の追加または修正とみなします。

## 9 参加の辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、別紙「参加辞退申出書」に必要事項を記入し、以下のとおり提出してください。

なお、辞退した場合でも、今後不利益な取扱いはしません。

(1) 提出期限

2025年1月8日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

公益財団法人小平市文化振興財団 事業課管理担当（持参する場合は、小平市民文化会館の休館日を除く午前9時から正午まで、または午後1時から午後5時まで）

郵便番号 187-0041

住所 東京都小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館

電話 042-345-5111(代表)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

郵送または宅配便などによる送付（提出期限必着）または持参

## 10 選定結果

最も高い自動販売機の売上手数料率を提案した事業者を最優秀提案事業者として選定します。この場合において、提案された率が同率の場合は、当財団による抽選により選定します。

なお、物件番号1と物件番号2の設置事業者の選定は、同一の場所に2台の自動販売機を設置しますので、最も高い売上手数料率を提案した事業者と、次に高い売上手数料率を提案した事業者を最優秀提案事業者とします。

選定結果は、2025年1月上旬に参加事業者へ通知します。

## 11 その他

(1) 本募集に参加するための費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 提出のあった提案書は、返却しません。

(3) 提案書の提出期限後の提出、再提出及び差替えは一切認めないものとします。

(4) 審査経過については公表しません。

(5) 本契約にあたっては、当財団の「個人情報保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」、「環境により良い自動車利用に関する特記仕様書」、「暴力団排除に関する特約条項」に同意することとします。

(6) その他、疑義が生じた場合は、当財団と協議することとします。

(7) 2024年の年末から年始にかけての小平市民文化会館の休館日は、2024年12月23日(月)、及び12月28日(土)から2025年1月4日(土)までです。